

議員提出議案第一号

箕面市議会議規則改正の件

箕面市議会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月十九日提出

箕面市議会議員 神田 隆 生

同 堀江 優

同 中西 智子

同 田中 真由美

同 藤田 貴支

同 川上 加津子

箕面市議会議規則第 号

箕面市議会議規則の一部を改正する規則

箕面市議会議規則（平成十六年箕面市議会議規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第二項中「日数を定めて」を「出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第八十七条第一項を次のように改める。

請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

第八十七条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「請願を」を「前二項の請願を」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならぬ。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

本会議の欠席事由及び出席の際に欠席可能な期間を明確にするとともに、請願者の押印を省略可能とするため、本規則を改正するものである。